

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500035 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500011 号

第 1 結論

昭和 53 年 10 月から昭和 55 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 30 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 10 月から昭和 55 年 4 月まで

私の国民年金加入手続は、私が大学を卒業した昭和 53 年 4 月頃に A 市で父親が行い、保険料も私が婚姻（昭和 53 年 11 月）するまで納付してくれたと思う。私は、昭和 53 年 11 月に婚姻により B 市に転出し、その後、昭和 55 年 5 月に再度 A 市に転入したが、その都度、国民年金の変更手続を行い、婚姻後から第 3 号被保険者となる直前の昭和 61 年 3 月までの保険料は自身で納付していた。

A 市に戻って 1 年半以上過ぎてから、同市役所の年金課の職員から呼び出しがあり、「A 市に転入してから、B 市でも保険料を納付していることになっているので、重複している期間と未納期間を作れば差し引きちょうどよい。」と言われ、同職員が私の目の前でコンピューターに未納期間としての入力処理を行った。しかし、私は、重複して納付した記憶はないし、きちんと納付していたのに未納期間が作られてしまったことに驚いたことをはっきり覚えており、この処理のために、請求期間が未納となったものと考えられるので、請求期間の保険料について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に対しては、これまでに A 市において国民年金手帳記号番号が、昭和 53 年 6 月頃及び昭和 60 年 6 月頃の 2 回払い出されていることが確認でき、昭和 53 年 6 月頃に払い出された 1 回目の手帳記号番号は、その後、時期は不明であるが取消処理が行われている。

請求者が A 市に転入した昭和 55 年度の同市の請求者に係る国民年金保険料検認報告表（総括表）によると、請求者の手帳記号番号は別人の手帳記号番号に訂正されたとする記録が確認できることから、昭和 53 年 6 月頃に払い出された 1 回目の手帳記号番号は、請求者が A 市に転入した時点で取り消されたものと推察される。このため、

請求者及びその父親は、1回目に払い出された手帳記号番号が取り消されるまでは請求期間の保険料を納付することが可能であった。

また、請求者は、B市における国民年金に係る変更手続については、父親からもらった年金手帳を持参し、保険料の納付については、送付されてきた納付書により市役所で納付したと陳述しており、その記憶は明確であるほか、請求期間は19か月と比較的短期間であり、請求者は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、請求期間を除き保険料の未納はなく、請求者の保険料を納付したとする父親も、60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、請求者及び父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、上述のとおり、A市に転入した時点で請求者の手帳記号番号が別人の手帳記号番号に訂正されたとする記録があることから、以後、昭和60年6月頃に請求者に2回目の手帳記号番号が払い出されるまで、請求者の年金記録は別人の手帳記号番号により管理されていたことが確認できる。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿兼消込カードによると、請求者に係る請求期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、オンライン記録によると、請求者がA市に在住した期間のうち、昭和60年6月20日付けで昭和55年5月から昭和59年3月まで及び昭和60年1月から同年3月まで並びに昭和60年12月19日付けで昭和53年4月から同年9月まで並びに昭和61年12月23日付けで昭和60年4月の期間のみを保険料納付済とする不自然な訂正処理が行われている。これらのことから、請求者の年金記録については、行政における記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500052 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500034 号

第 1 結論

請求者のA事業所における平成 15 年 8 月 11 日、平成 15 年 12 月 27 日、平成 16 年 8 月 11 日、平成 16 年 12 月 29 日、平成 17 年 8 月 11 日、平成 17 年 12 月 28 日、平成 18 年 8 月 11 日及び平成 18 年 12 月 29 日の標準賞与額を 20 万円、10 万円、17 万円、16 万 5,000 円、30 万 9,000 円、45 万円、27 万 4,000 円及び 35 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 11 日、平成 15 年 12 月 27 日、平成 16 年 8 月 11 日、平成 16 年 12 月 29 日、平成 17 年 8 月 11 日、平成 17 年 12 月 28 日、平成 18 年 8 月 11 日及び平成 18 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 11 日、平成 15 年 12 月 27 日、平成 16 年 8 月 11 日、平成 16 年 12 月 29 日、平成 17 年 8 月 11 日、平成 17 年 12 月 28 日、平成 18 年 8 月 11 日及び平成 18 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月 27 日
③ 平成 16 年 8 月
④ 平成 16 年 12 月 29 日
⑤ 平成 17 年 8 月
⑥ 平成 17 年 12 月 28 日
⑦ 平成 18 年 8 月
⑧ 平成 18 年 12 月 29 日

請求期間①から⑧までに係る賞与記録が無いが、給料支払明細書によると、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたことが確認できるので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書の写しにより、請求者は平成15年夏季、平成15年冬季、平成16年夏季、平成16年冬季、平成17年夏季、平成17年冬季、平成18年夏季及び平成18年冬季に事業主から20万円、10万円、17万2,000円、16万5,000円、30万9,000円、45万円、27万4,000円及び36万円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、20万円、10万円、17万円、16万6,000円、32万円、45万円、27万4,000円及び35万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万円、請求期間②は10万円、請求期間③は17万円、請求期間④は16万5,000円、請求期間⑤は30万9,000円、請求期間⑥は45万円、請求期間⑦は27万4,000円及び請求期間⑧は35万2,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①、③及び⑦に係る賞与の支給日については、請求者及び同僚のオンライン記録並びに請求者の陳述から、請求期間①は平成15年8月11日、請求期間③は平成16年8月11日及び請求期間⑦は平成18年8月11日、請求期間⑤については、請求対象事業所の事務委託先から提出された賃金台帳により平成17年8月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年8月11日、平成15年12月27日、平成16年8月11日、平成16年12月29日、平成17年8月11日、平成17年12月28日、平成18年8月11日及び平成18年12月29日に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500018 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500035 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 2 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 2 日に訂正し、平成 2 年 9 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 2 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 2 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 31 日から昭和 63 年 5 月 1 日まで
② 平成 2 年 9 月 1 日から平成 2 年 10 月 2 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日から平成 2 年 10 月 2 日まで A 社に勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、請求期間①及び②に A 社に係る被保険者記録が無いことがわかった。A 社の事業主は父であり、事務担当者は亡くなった母であるが、母から「A 社の勤務期間中に、一旦資格喪失するような手続きをした。」というようなことは聞いていない。私が、昭和 48 年 4 月 1 日から平成 2 年 10 月 2 日まで継続して勤務したのは確かなので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間②については、A 社に勤務形態、職種等変更することなく勤務し、退職後、平成 2 年 9 月 18 日から B 社に勤務する夫の被扶養配偶者に認定されたと主張しているところ、C 健康保険組合の請求者に係る被扶養配偶者認定日は平成 2 年 10 月 2 日と確認でき、C 健康保険組合に確認したところ、現在の担当者は、請求期間②当時の担当者は、既に退職しているので当時のことは分からないが、現

在は、申請の提出日が組合員の異動日より30日以内であれば、その組合員の異動日までさかのぼることが出来る旨陳述しており、請求者に係る被扶養配偶者認定日は、夫のC健康保険組合の資格取得日である平成2年9月18日にさかのぼっていないことから、請求者のA社を退職した事由での扶養認定であることがうかがえ、請求者は、A社に平成2年10月1日まで勤務していたと推認できる。

また、A社の事業主は、請求者は請求期間②について勤務形態、職種等変更することなく勤務し、保険料も控除していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②についてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、平成2年8月の厚生年金保険のオンライン記録から9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①については、請求期間②と同じく、A社の事業主は、請求者は請求期間①について請求者の夫の扶養にしていた時はあるかもしれないが出産後も店舗をまかせていたので勤務形態、職種等変更することなく勤務していた旨陳述していることから請求期間①について勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間①のうち昭和61年4月1日から昭和63年5月1日まで国民年金の被保険者であり、請求者の年金手帳からも昭和61年4月1日にD町で初めて国民年金3号A被保険者として加入したことが確認できる。また、オンライン記録から昭和61年9月16日に適切に事務処理されていることが確認できる。

また、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和51年3月31日と同日に当時A社の被保険者である夫の被扶養配偶者として認定されたことが夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認でき、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票には健康保険証が昭和51年4月15日に返納されたと記録され、その後、昭和63年5月1日に再取得するまでの間、健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、請求者は、請求期間①にかかる保険料控除が確認できる資料を保管しておらず、事業主は、「保険料控除を行った。届出及び保険料納付を行った。」と回答しているものの、保険料控除を確認できる資料はなく、146か月と長期にわたる期間について厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難い。

加えて、A社の社会保険事務担当者である請求者の母親はすでに亡くなっている上、請求者が記憶している同僚のパート従業員2人は、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、保険料控除を裏付ける陳述を得ることもできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500004 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500009 号

第 1 結論

昭和 46 年*月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 26 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 46 年*月から昭和 48 年 3 月まで

私は、請求期間当時は家族全員と一緒に農業をしていたので、国民年金の加入手続については、父親が行ってくれていたと思う。保険料については、父親が町の納税組合に納付するか父親の預金口座から納付してくれていたと思う。両親については、保険料が未納なく納付されているため、私の請求期間の保険料が納付されていなかったとは考えられない。父親は亡くなってしまったが、保険料を納付してくれていたのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は比較的短期間であり、請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする父親については、国民年金加入期間において、保険料が全て納付されており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、その際に、昭和 46 年*月（20 歳到達）まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期においては、当時、第 2 回特例納付制度（昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 12 月まで）が実施されていたため、父親は、当該制度を利用することにより、請求期間の保険料を特例納付保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっており、請求者によると、母親は高齢のため記憶が薄れてきており、詳しいことを確認することはできな

いとしていることから、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和 50 年 5 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、父親は、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、上述の請求者の加入手続時期（昭和 50 年 5 月頃）を基準とすると、請求期間の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、父親は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することができなかつたものと考えられる。このことは、国民年金被保険者台帳において、請求期間直後に当たる昭和 48 年度及び昭和 49 年度の保険料のみが過年度保険料として納付されていることとも符合している。

加えて、上述の請求者の加入手続時期（昭和 50 年 5 月頃）においては、前述のとおり、第 2 回特例納付制度が実施されていたため、父親は、請求期間の保険料を特例納付保険料として納付することが可能であったものの、i) 請求者は、加入手続時期において 23 歳であり、60 歳到達の前月まで未納なく保険料を納付すれば、老齢年金等の受給資格期間（原則として 300 か月以上の保険料納付済期間等が必要）を確保できる十分な期間を有しており、請求期間の保険料をあえて特例納付保険料として納付する必要性は乏しかったものと思慮されること、ii) 請求者は、上述のとおり、保険料納付に直接関与しておらず、父親から請求期間の保険料を遡って納付したことを聞いた覚えもないとしていることを踏まえると、父親が、請求期間の保険料を特例納付保険料として納付していたとする事情をうかがい知ることができない。

その上、請求者は、両親については、保険料が未納なく納付されているため、自身の請求期間の保険料が納付されていなかったとは考えられないとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親については、国民年金手帳記号番号が昭和 36 年 2 月頃に夫婦連番で払い出され、被保険者資格を取得し保険料が納付されていることが確認できる。しかし、請求者については、前述のとおり、昭和 50 年 5 月頃までに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、両親とは状況が異なり、両親の保険料が納付されていることをもって、父親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとまでは推認することができない。

このほか、A 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付された形跡はうかがえない上、父親が請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500034 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500010 号

第 1 結論

昭和 49 年＊月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 29 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 49 年＊月から昭和 53 年 3 月まで

私は、20 歳到達前に交通事故に遭い、就職は難しい体調となってしまったため、国民年金の加入手続については、将来、年金が満額受給できるように、私が 20 歳になる前に役場（当時）で父親が行ってくれたはずである。平成 26 年 4 月 11 日に市役所に相談に行き、年金事務所へ照会してもらったところ、年金手帳の番号については、「昭和 53 年 6 月 29 日付番」という記録であると回答されたが、この記録には誤りがあると思われる。保険料の納付については、両親が、私が 20 歳になったときから全て納付してくれていたはずであり、未納の通知や催促を受けたこともないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金加入手続を行ったとする時期、場所及び契機に関する父親の主張は具体的であり、請求者については、請求期間を除く国民年金加入期間の保険料が全て納付されており、請求者の保険料を納付していたとする両親についても、年金制度加入期間において、保険料の未納はないことから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 6 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 49 年＊月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、両親は、請求期間のうち、昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの保険料を、過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は、請求者が、将来、年金が満額受給できるように、20

歳になる前に役場で加入手続を行い、当該加入手続の際に受領した年金手帳の色は^{だいたい}「橙」色であった旨の陳述をしている。しかし、^{だいたい}「橙」色の年金手帳については、昭和49年11月から使用が開始された年金制度共通のものであるため、請求者の加入手続は、少なくとも昭和49年11月以降の時期に行われたものと考えられ、父親の記憶する時期とは相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、上述の昭和53年6月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、両親は、請求者に係る保険料を現年度保険料として納付することができなかったものとみられる。

さらに、請求者及び母親に係るA町（現在は、B市）の国民年金収納状況一覧表によると、請求者及び母親の保険料納入日については、昭和53年7月から母親が60歳に達するまでの期間は、全て同日とされているにもかかわらず、請求期間直後の昭和53年4月から同年6月までの期間は、請求者は昭和53年7月8日（加入手続後）、母親は昭和53年5月30日（請求者の加入手続前）と異なっている。このことから、請求者が請求期間当時、国民年金に未加入であったものと推認される。

加えて、請求期間のうち、昭和49年*月から昭和51年3月までの保険料については、加入手続時期を基準とすると、既に2年の時効が成立しており、両親は、当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられ、昭和51年4月から昭和53年3月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者の保険料について、父親は、遡って納付した覚えはないとしていること及び母親は、遅れて納付することはなかったと思うとしていることを踏まえると、両親が、昭和51年4月から昭和53年3月までの保険料を過年度保険料として納付していたと推認する事情までは見いだせない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500040 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500036 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 54 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日まで A 社に勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、請求期間について A 社に係る被保険者記録が無いことがわかった。A 社では異動はあったが、5 年継続して勤務したのは確かなので年金額に反映するよう訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る B 社から提出された人事記録により、請求者が昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 55 年 12 月 31 日まで継続して在籍していたことが認められる。

しかしながら、当該人事記録の休職記録には、期間欄に「53. 10. 1～53. 12. 31」、理由欄に「花嫁修業」と記載されており、他の記録に、「53. 10. 1～53. 12. 31 パート（日給）¥3,980-」と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、請求者は、A 社において、昭和 51 年 4 月 1 日取得、昭和 53 年 9 月 30 日離職、昭和 54 年 1 月 1 日取得、昭和 55 年 12 月 31 日離職していることが確認できる。この記録は厚生年金保険の記録と符合している。

さらに、B 社の現在の社会保険担当者は、請求者に係る喪失届等資料は保管していないため、届出及び納付については不明、勤務実態はわからない旨回答し、保険料控除については、「当時の賃金台帳等はないが、花嫁修業のためパートに切り替わっていること、日給 3,980 円であることから、請求者の給与からは保険料は控除していないと思われる。」と陳述しており、請求期間において A 社の厚生年金保険の被保険者となっている請求者を記憶する同僚に照会したが、請求期間における保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。